

議題 1

持続的な介護制度の実現（フォローアップ及び新規）

④ 介護サービスの質の向上と介護職の負担軽減の両立（フォローアップ）

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）対応状況

II.4.(3) No.5 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減	取組状況
<p>a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。【令和2年度措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」第8回（令和3年3月17日）において文書量半減の取組の全体像（スケジュール）を示すとともに、同専門委員会の中間とりまとめ（令和元年12月）を踏まえた文書の簡素化・標準化等の取組内容について局長通知及び事務連絡を发出（令和3年3月30日）（ローカルルールの見直し） ○ 令和3年度介護報酬改定において、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、電磁的記録（電子メールや電子署名等）による対応を可能とした。また、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録による保存が可能であることを明確化した。
<p>b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めることがないように行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。【令和2年度措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度において、介護保険法に基づく各種サービスの指定（許可）に関する各種書類の様式例を一部改定する事務連絡を发出し、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めることがないように、行政提出文書の取扱指針を示した。 ○ 令和3年度は加算の届出書の様式例、総合事業の指定申請等の様式例を整備する予定であり、引き続き、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めることがないように、周知していく。（ローカルルールの見直し）
<p>c ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組む。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国共通の電子申請・届出システムの整備に向けて、自治体、ベンダー、事業者団体からなる委員会を開催し、どのようなシステムが考えられるか検討し、介護サービス情報公表システムを改修して実現を図ることとした。 ○ ケアプランのやり取りにおける業務効率化を目指し、令和元年5月、異なる介護ソフト間でもケアプランのデータでの交換が可能となるよう、「標準仕様」を作成し自治体・事業者へ通知。
<p>d 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。【令和2年度検討・結論】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度において、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、電磁的記録（電子メールや電子署名等）による対応を可能とした。
<p>e 介護事業者に統計調査資料の作成を求める場合、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度より、介護サービス情報公表システムの事業所データをcsvファイルのオープンデータとして厚生労働省ホームページに掲載しており、統計調査等でも活用が可能となった。一部の調査研究事業においては、ホームページに掲載されている介護事業所の情報を抽出・反映されるような調査票を活用するなど、書類簡素化のための対応を行った。また、こうした取組をさらに進めるための技術的・運用上の課題等に関して調査研究を実施しており、調査による事業所の負担軽減を推進していく。 ○ 令和4年度の介護サービス施設・事業所調査（一般統計調査）においては、情報公表制度から得られる情報のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年情報が更新される性質ではない項目（定員等）を本調査から削除 ・引き続き本調査において把握が必要な項目（従事者数等）について、情報公表制度から必要な情報を抽出し、あらかじめ調査票に印字して配布 することにより、事業者の負担軽減を推進していく予定。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）対応状況

II.4.(3) No.5 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減	取組状況
<p>f 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度において、介護給付費分科会において、介護分野における文書の負担軽減を図る観点から、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録を認めることとし、令和3年度介護報酬改定において指定基準（省令）の改正により対応。また、記録の保存期間に係る定義については、保存する記録の性質を踏まえ、記録の種類に応じた起算日を明確化し、解釈通知にて周知。
II.4.(3) No.6 「ICT・ロボット・AI等の導入推進」	取組状況
<p>a 介護利用者の安否確認の方法として、センサーや外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用によって定時巡視が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていく。また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。【令和2年度措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度は、介護給付費分科会における議論を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を行った。 ○ 令和3年度は、当該見直しの内容を踏まえた、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実証を中心に行ってきた。 ○ 令和4年度は、さらに実証の対象を拡大しつつ、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用等の観点からエビデンスを収集する。さらに、令和4年度第4四半期頃から令和5年度において、収集したデータ等に基づき、介護現場の生産性向上等に係る人員基準の方向性及び関連する報酬の取扱い等を具体的に議論していく。
<p>b 介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。【令和2年度検討・結論】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度において、介護給付費分科会において、サービス担当者会議を含む各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めることについて議論をし、令和3年度介護報酬改定において指定基準（省令）の改正により対応した。
<p>c ICTの普及を促すため、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。【令和2年度措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICT導入支援事業の実施状況・効果について、検証する内容を拡充し、導入効果や課題等を取りまとめて、ICT導入に向け参考になる資料として厚労省HPで公表している。 （ICT導入支援事業実施状況（参考）） <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は40都道府県で、2,560事業所に支援を実施 ・令和2年度第三次補正予算において、1/2を下限とする補助率を、またデータ連携に標準仕様を活用するなど一定の要件を満たす事業所は3/4を下限として都道府県の裁量により設定できるように補助率を拡充
<p>d 効率的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。【令和2年度措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度は、①相談窓口（地域拠点）、②リビングラボ（開発支援拠点）のネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した上で、当該リビングラボのネットワークを活用し、効率的な機器のパッケージモデルを構築した。 ○ 令和3年度は、当該相談窓口において、生産性向上ガイドラインやパッケージモデル等を活用しながら、介護ロボット導入に関する総合的な支援や普及を実施しているところであり、令和4年度以降も、引き続き、介護ロボット等の効果測定事業（実証事業）の成果等も踏まえながら、推進していく。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）対応状況

Ⅱ.4.(3) No.7 介護アウトカムを活用した科学的介護の推進

a 高齢者の状態・ケアの内容等の情報（以下「CHASE情報」という。）を収集するシステムについて、入力するデータ形式の共通化、アウトカム指標の標準化を行い、収集データを用いた経年分析や事業者間の比較によってアウトカムベースでの介護報酬の検討や事業者自らのサービスの改善が可能となるようなデータベースの構築に引き続き取り組む。
【令和2年度措置】

b レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）及び介護保険総合データベース（以下「介護DB」という。）と通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ（VISIT情報）、CHASE情報を連結し、更に充実した経年分析や事業者間の比較等により、患者・介護利用者が継続性のある適切な医療・介護を受けることを可能とする。
【令和2年度措置】

取組状況

【aについて】

- 令和3年度介護報酬改定において、科学的根拠に基づいた自立支援・重度化防止の取組を進める観点から、
 - ① VISIT・CHASE（令和3年度から科学的介護情報システム（LIFE）として一体的に運用開始。）への情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
 - ② アウトカム評価の充実等を実施することについて、介護給付費分科会において議論。
- ①について、LIFEを活用し、
 - ・ 令和2年度より、各事業所に高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出していただき、分析の結果をフィードバックする取組を進めており、
 - ・ 令和3年度介護報酬改定において、こうしたデータの収集・活用を通じたPDCAサイクルの推進を評価する加算を創設し、その普及を図った。
- ②について、令和3年度介護報酬改定において、
 - ・ これまでプロセスを評価していた加算（褥瘡マネジメント加算や排せつ支援加算）について、アウトカムを評価する区分の創設とともに、統一的な評価が可能になるような定義や評価指標を設定し、
 - ・ ADL維持等加算について、要件の緩和や単位数の充実を実施。併せて、特養等に対象サービスを拡大。
- 介護事業所へのフィードバックについては、利用者個人の状態に合わせたケアの実践や事業所における取組の改善等によるケアの質の向上に向けて、令和3年6月に全国集計値の提供を開始したところ。今後、
 - ・ 今年度中に事業所単位のフィードバックの提供を開始するとともに、
 - ・ 来年度中に利用者単位のフィードバックの提供を開始できるよう取り組んでいく。
- フィードバックの拡充や入力簡素化による負担軽減等に努めつつ、関係者の御意見も伺いながら改定後の状況の把握を進め、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進していく。

【bについて】

- 公的データベース間の連結については、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が令和2年10月1日に施行されたことにより、NDBと介護DBと連結した分析が可能となった。
- また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された介護保険法が令和3年4月1日に施行され、令和3年4月以降、VISIT情報やCHASE情報（令和3年度からLIFE）について、NDBと介護DBと連結して利活用することが可能となったところ。
- 引き続き、医療・介護分野の公的データベースを連結解析できる基盤の整備・拡充を進めるとともに、行政・研究者にとどまらず、民間企業等を含めた幅広い主体による利活用を推進していく。
- これにより、医療・介護分野のビッグデータを活用した研究を進め、地域包括ケアの実現などに向けた保健医療介護分野の効果的な施策を推進を図るとともに、保健医療介護分野におけるイノベーションの創出につなげていく。

Ⅱ.4.(3) No.8 介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化

a 介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に施行する。【「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）の社会福祉連携推進法人に係る規定の施行までに措置】

取組状況

- 有識者を構成員とした「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」において、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理し、令和3年9月及び11月に関係政省令・通達を公布した。
- 令和4年4月の制度の円滑な施行に向けて、令和3年度に、自治体説明会や厚生労働省ホームページ等を通じ、自治体や全国の法人等に制度を周知。制度の活用が図られるよう、令和4年度以降も好事例の収集等を行い、引き続き周知を図っていく。

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）対応状況

Ⅱ.2.(17) No.33 介護サービスの生産性向上

取組状況

a 「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月及び令和3年3月厚生労働省老健局長通知）に示された事項の取組状況を把握した上で、介護事業所が指定権者である都道府県等に提出を要する文書の更なる簡素化・標準化に取り組む。また、事業所指定に関する申請など介護事業者が行政機関に対して行う文書提出のオンライン化に向けて、介護サービス情報公表システムの改修を着実に行うとともに、継続的な機能拡充に取り組む。【令和3年度以降逐次措置】

- 保険者機能強化推進交付金の評価指標に文書負担軽減の取組を令和2年度分より追加し、取組状況を把握。
- 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の委員や自治体の意見を踏まえながら、加算の届出書の様式例、総合事業の指定申請等の様式例を整備し、令和3年度中に通知発出予定。（ローカルルールの見直し）
- 事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築する。
令和3年度中の改修を目指しており、今後、参加自治体を募集し、利用開始にあたっての自治体内での運用準備や、システム上の調整を経て、第1期の自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定している。その後、段階的に参加自治体を拡大する予定。
- 令和4年度も総合事業の指定申請手続の電子化など機能追加に取り組む予定。

b 介護サービス事業者間におけるケアプランの電子的な送付・保存を可能とする「ケアプランデータ連携システム」について、今後の工程・スケジュールを明らかにした上で早期の運用開始に向けて取り組む。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果を継続的に検証し、介護職員等が行う介護記録の作成・保存やこれに基づく報酬請求事務の一層の電子化に取り組む。【令和3年度以降逐次措置】

- ケアプランデータ連携システムについては、国民健康保険中央会がシステムを構築・運用することを同会と合意した。現在、同会がシステム構築の調達を実施中であり、令和4年度中の構築を目指す。
- ICT導入支援事業の実施状況・効果について、検証する内容を拡充し、導入効果や課題等を取りまとめて、ICT導入に向けた参考になる資料として厚労省HPで公表している。
（ICT導入支援事業実施状況（参考））
・令和4年度からは3/4を下限とする要件に、文書量を半減させる導入計画となっていることを加える等の拡充を行う予定。

c ICT・ロボット・AI等の技術の進展とその導入による介護現場の業務効率化の効果を継続的に検証し、引き続き、介護報酬上の評価の見直し等を検討する。【令和3年度以降逐次措置】

- 令和2年度は、介護給付費分科会における議論を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を行った。
- 令和3年度は、当該見直しの内容を踏まえた、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実証を中心に行ってきた。
- 令和4年度は、さらに実証の対象を拡大しつつ、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用等の観点からエビデンスを収集する。さらに、令和4年度第4四半期頃から令和5年度において、収集したデータ等に基づき、介護現場の生産性向上等に係る人員基準の方向性及び関連する報酬の取扱い等を具体的に議論していく。

参考資料



加算の届出書の様式例の整備

○以下の加算について、届出書の様式例を作成し、通知を発出予定

※介護予防も対象であるものには★を付記

これまで国が様式例を示していなかった加算のうち、

勤務形態一覧表や平面図では確認が困難な要件がある加算を作成候補とする

(例) ・利用者の状況が要件となっているもの(中重度者の割合、認知症の者の割合 等)

・緊急時の連絡体制が要件となっているもの

・地域に貢献する活動等が要件となっているもの 等

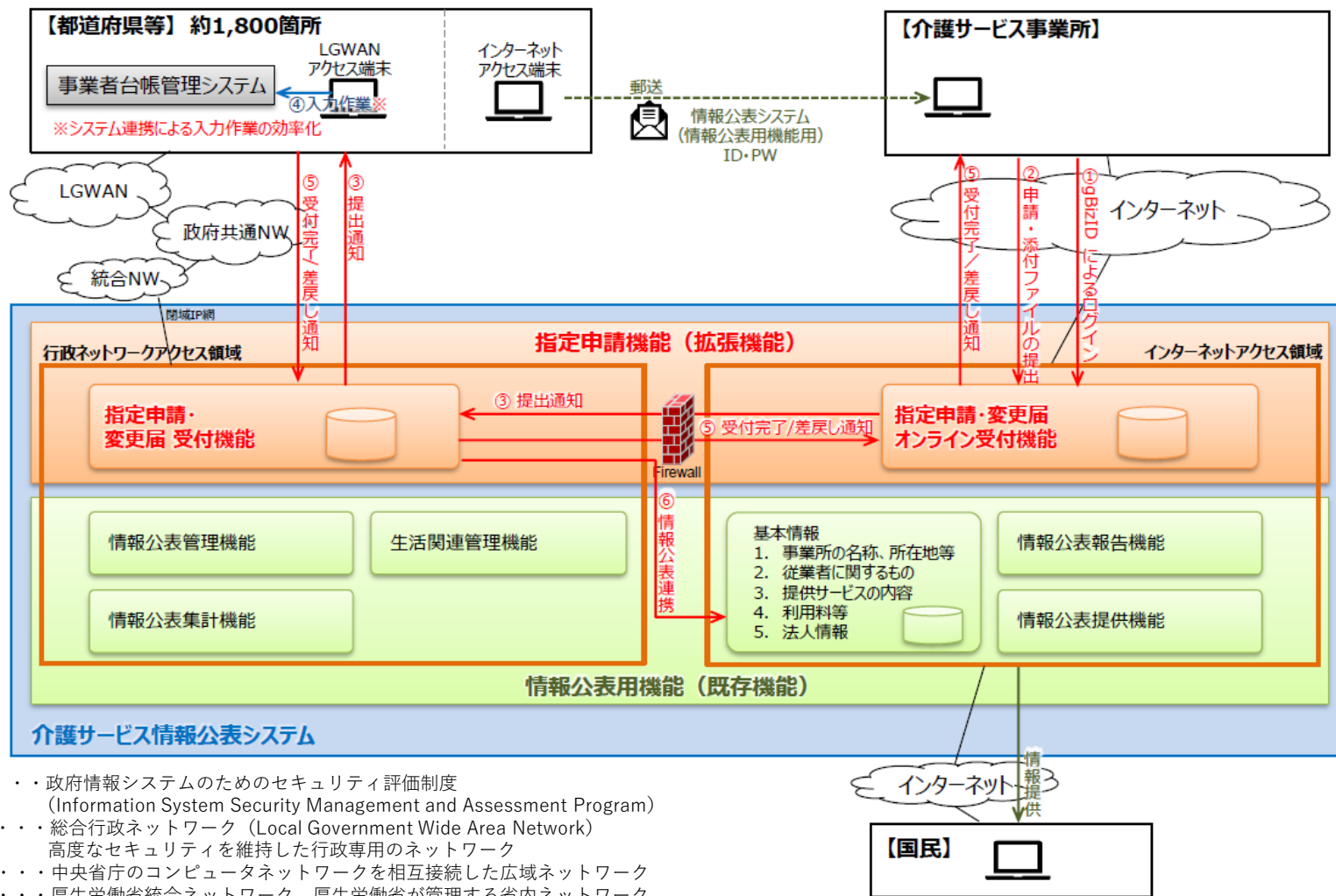
認知症専門ケア加算	訪問介護		生活相談員配置等加算	通所介護
	訪問入浴介護	★		地域密着型通所介護
	夜間対応型訪問介護			短期入所生活介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		中重度者ケア体制加算	通所介護
	短期入所生活介護	★		通所リハビリテーション
	短期入所療養介護	★		地域密着型通所介護
	特定施設入居者生活介護	★	24時間通報対応加算	夜間対応型訪問介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護		看取り連携体制加算	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護	★	訪問体制強化加算	小規模多機能型居宅介護
	介護老人福祉施設			複合型サービス(看多機)
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		総合マネジメント体制強化加算	小規模多機能型居宅介護
	介護老人保健施設			複合型サービス(看多機)
介護療養型医療施設			定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
介護医療院		看取り介護加算	認知症対応型共同生活介護	
認知症加算	通所介護		夜間支援体制加算	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型通所介護		医療連携体制加算	認知症対応型共同生活介護
			医療連携強化加算	短期入所生活介護

※様式例を作成する加算の候補は、今後、追加または除外する可能性あり

オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業 (R3年度)

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。

なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。

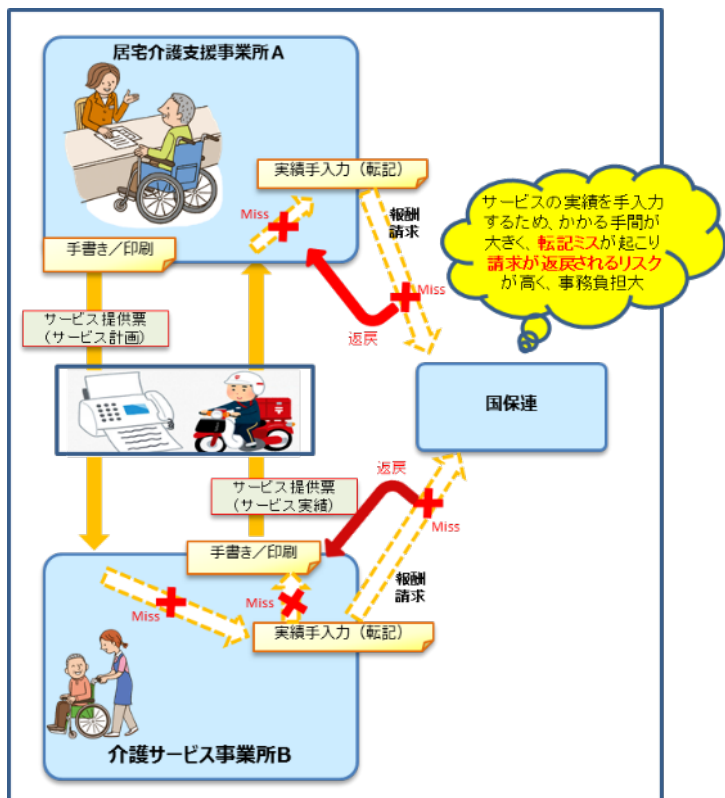


- ISMAP . . . 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information System Security Management and Assessment Program)
- LGWAN . . . 総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) 高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク
- 政府共通NW . . . 中央省庁のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク
- 統合NW . . . 厚生労働省統合ネットワーク。厚生労働省が管理する省内ネットワーク

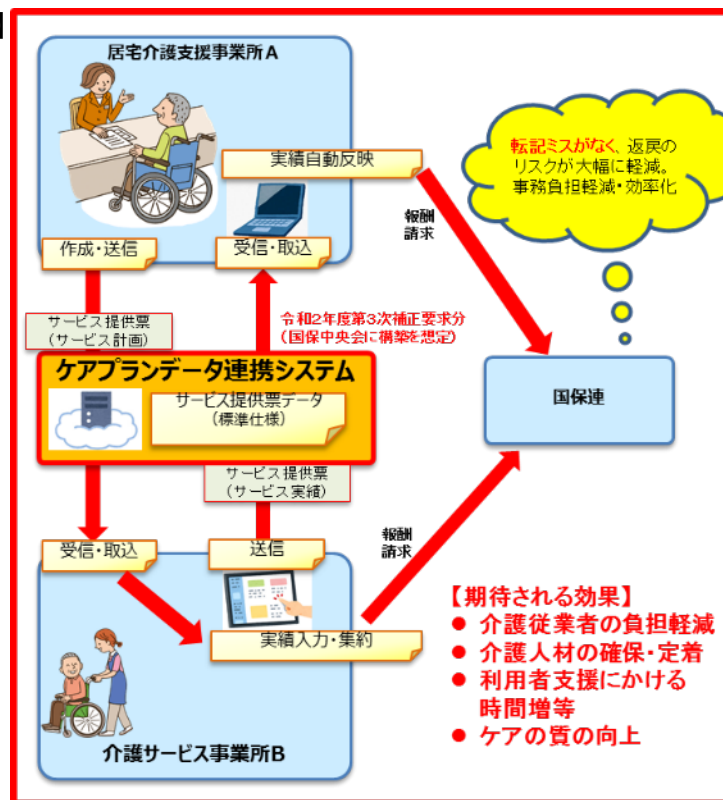
ケアプランデータ連携システム構築事業

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータについて、対面を伴わないデータ連携を実現するためのシステムを構築し、介護事業所の業務効率化を図る。

【現状】



【構築後】



● ケアプランの共有に印刷媒体（FAX、郵送、持参）を使用している割合…ケアプラン全体の約90%

● 1事業所1ヵ月あたり削減される文書量（推計）

- 居宅介護支援事業所 平均 $89.34 \text{ 名分} \times 4 \text{ 枚} \times \text{平均送付先事業所数} 1.97 = 702 \text{ 枚}$
- 介護サービス事業所 平均 **350枚** (居宅介護支援事業所の半分)

事業所数(介護給付費等実態統計より抜粋)

- 居宅介護支援事業所…約4万事業所
- 介護サービス事業所…約17万事業所

※令和2年度老人保健健康増進等事業による調査結果をもとに試算